厚生常任委員会

平成24年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ②宮崎 和彦
 ○小林 誠
 中西 和夫

 辻 善次
 里川宜志子
 木田 守彦

 嶋田 議長

2. 理事者出席者

副 町 長 池田 善紀 総務部長 西本 喜一 住民生活部長 乾 善亮 福祉課長 植村 俊彦 同課長補佐 中原 潤 国保医療課長 寺田 良信 同課長補佐 環境対策課長 猪川 恭弘 栗本 公生 同課長補佐 同課長補佐 峯川 敏明 角井 敏文 住 民 課 長 健康対策課長 清水 昭雄 西梶 浩司 同課長補佐 増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)署名委員 小林委員、中西委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただ今より厚生常任委員会を開会し、 本日の会議を開きます。

まずは副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、中西委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1.継続審査案件であります。(1)環境保全及びごみ減量化・ 資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進 に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回につきましては、先ほど副町長のごあいさつの中にもありましたように、可燃ごみの委託処理として、仮積替え施設整備工事の進捗状況、可燃ごみを搬入いたします三重県伊賀市との協議の状況についての2点のご報告と、平成23年4月から実施をしております紙おむつ専用指定袋の交付状況、そして、本年4月から、ごみ収集の一部見直しを計画しておりますので、それらの内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、可燃ごみの委託処理への移行に伴います仮積替え施設整備工事についてであります。

去る11月の当委員会におきまして、最終処分場の現地調査をいただきました際、仮積替え施設及び積替え作業の方法等について、また、前回、

12月の委員会では、仮積替え作業整備工事の入札結果等につきまして、 既にご説明をさせていただいているところであります。

その仮積替え施設整備工事の進捗状況についてでありますが、入札により工事を請負いました有限会社清水土木とは、平成23年12月1日に、平成24年3月21日までを工期とする工事請負契約を締結をいたしまして、工事に着手し、本日までに最終処分場西側の空きスペースを仮積替え作業場とするため、空きスペースへの進入するための通路の整備、及び空きスペースで積替えを行うための平面ヤードの整備までは完了しており、去る2月15日に中間検査を実施し、すでに、不燃ごみ、その他プラスチック類の積替え作業をこの平面ヤードを利用いたしまして作業を行っているところであります。

現在は、これまで、不燃ごみ、その他プラスチック類の積替え作業を実施をしておりましたシュート及びピットの設備を可燃ごみ積替え用にするための改造工事を実施しておりまして、整備工事全体の進捗率としては60%で、3月21日の工期までには予定どおり竣工できる見込みであります。

なお、積替え施設の本施設につきましては、昨年11月の委員会でご説明をさせていただきましたように、現在、工事発注仕様書の作成を行っておりまして、遅くとも本年8月中旬までには入札により施工業者を決め、9月議会で工事請負契約につきまして議決をいただきましたならば、本契約を締結し、平成25年12月末の竣工、そして、平成26年1月から本施設での稼動を開始したいというふうに考えているところであります。

次に、可燃ごみの処理を委託いたします三重中央開発株式会社が所在いたします三重県伊賀市との廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきます一般廃棄物搬入にあたっての協議の状況であります。

去る12月22日に、伊賀市環境保全負担金条例に基づきまして、伊賀市に一般廃棄物を搬入する理由、搬入するごみの内容、搬入予定量などを記載した事前協議書を送付いたしまして、その事前協議書をもとに、去る2月13日に伊賀市におきまして、関係者や識見を有する方で構成されております区域外一般廃棄物受入れに関する審議会が開催をされたところであります。

その審査会で、当町の可燃ごみにつきましては、平成24年4月からの搬入が認められ、3月下旬には、受入先の伊賀市長、そして、処理施設が所在いたします伊賀市予野地区の区長、そして、斑鳩町長の3者によります一般廃棄物搬入に関する協定書への調印がされまして、4月2日からの搬入が許可される運びとなりました。

なお、平成24年度におきます伊賀市との可燃ごみ搬入の協定量は、当初から当町が希望しておりました4,300トンでありますけれども、万一、この協定量を超えた場合、一旦、搬入は休止され、再協議が必要となることもありますことから、この協定量を超えることがないよう、可燃ごみの排出量には特に注視していくとともに、引き続き、住民の方々に、ごみ分別の徹底をはじめとするごみ減量化への協力を呼びかけていくこととしております。

次に、平成23年4月から常時、紙おむつを必要とする世帯の可燃ごみ指定ごみ袋購入に対します負担を軽減し、もって児童福祉、高齢福祉に寄与することを目的に実施いたしました紙おむつ専用指定袋無料交付事業についてであります。事業開始後、10ヶ月を経過いたしましたこともありまして、今回、その交付状況につきまして、委員会にご報告をさせていただきます。

まず、3歳児以下の乳幼児に対します交付状況であります。平成24年 1月末現在で、対象者1,048人に対しまして881人に交付をしてお りまして、交付率は、84.1%であります。

次に、要介護者など、常時紙おむつを必要とされる方に対しましての交付状況であります。要介護者、家族介護用品支給者、日常生活用具給付者が平成24年1月末現在で1,289人おられ、うち、交付をいたしましたのが241人、交付率にいたしますと18.7%であります。

乳幼児、特に3歳ぐらいになりますと、もうおむつが取れている幼児もおられますし、要介護者等の方でも、すべての方が紙おむつを必要とするものではございませんので、町といたしましては、紙おむつ専用袋を必要とされている世帯につきましては、順調に行き渡っているものというふうに考えているところであります。なお、4月になりますと平成24年度使用分の交付がはじまりますけれども、その案内につきましては、3月号の

町広報紙お知らせ版で行うほか、住民課や保健センターの窓口に案内チラシを備え付けさせていただきますほか、要介護者の方につきましても、3月に送付されます介護給付費通知書の送付に、紙おむつ専用袋交付の案内文も同封をさせていただきまして、周知をしてまいる予定にしております。

最後に、ごみ収集の一部見直しについてであります。当町では、平成12年度より衛生面やあるいは住民サービスの向上を図るため、可燃ごみに限り、祝日でありましても収集してまいりました。それ以外のごみ・資源物につきましては、不燃ごみは、翌週の同じ曜日に、それ以外のごみ・資源物につきましては、収集日と祝日が重なった場合は、代替の収集はなく、1回、収集が抜けてしまうという状況であります。一方、平成12年度当時と比較いたしまして、生活様式の変化もありまして、ビニール類やペットボトルの使用が増え、それに伴い、その他プラスチック類やペットボトルの排出量は、12年度当時と比較いたしまして飛躍的に増加しております。また、平成12年度、8種類7分別でありましたものが、現在、生ごみ分別のモデル事業を含めますと、11種類10分別であるなど、分別の種類も増加をしております。

このことから、近年、各家庭での廃棄物・資源物の保管場所の確保が困難になってきているという問題が生じております。また、祝日につきましては、可燃ごみ以外の収集はないことは十分周知しておりますものの、年末など、特に収集日の間隔が長くなることから、可燃ごみ以外でも、特別に祝日収集することもあることなどから、住民の方の間でも祝日収集の取り扱いについて混乱が生じておりまして、祝日であってもごみ集積場所に出されたり、あるいは、祝日の前日などに、ごみ収集があるかないかの問い合わせが増加してきております。

町といたしましては、種々検討いたしました結果、各家庭での廃棄物・ 資源物の保管場所の確保といった問題あるいは課題を解消し、さらにごみ 分別を徹底していただきやすい状況をつくっていくことも、今後、脱焼却・ 脱埋立のゼロ・ウェイストを進めていくうえでは必要であると判断いたし まして、大きく当町のごみ処理の方向性が変わる平成24年度を機に、す べてのごみ・資源物につきまして、年末年始を除きまして、平日、祝日の 有無は関係なしに、カレンダーどおりに収集していくことといたしました。 なお、住民の方々につきましては、3月号広報紙に平成24年度収集日 一覧表をはさみこみまして、周知するとともに、祝日に最も近い時期に発 行されます広報紙お知らせ版にも、収集の有無を掲載するなどいたしまし て、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に 関することにつきまして、前回の委員会以後の状況を中心とした取り組み 内容の報告とさせていただきます。以上であります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

今、紙おむつのほうも言っていただいて、だいたい納得できたんですが、 お年寄りの場合、その制度がわかりにくいというような状況もありますの で、今、介護手当のところにも書かせてもらうということもおっしゃって いただいてましたけども、やっぱり福祉課と連携しながら、常時おむつを 使用しているようなご家庭にお知らせできる方法っていうのは、これから も追求してほしいなというふうには思っております。子どもさんの方はこ んなものかなと思います。課長言わはったように、もう3歳ぐらいになっ てきたらもあまり使わないとかね、もう取れているとかあるんで。それと ですね、ごみ収集の一部見直し、祝日関係なく、曜日でも収集してと言っ ていただきまして、これありがたいことです。うちらでもごみ出ている時 ありますのでね、収集日でなくても。ただ職員の体制っていうのが、非常 にちょっと心配だなというふうに思っておったんですが、こないだお知ら せ版でごみ収集の臨時職員さんを募集されているのは見てました。その関 係で、今、ちょっと説明聞いてつながったんですけどもね、職員を若干増 やしてこういうふうなことをしようかというふうに思っておられるのかと いうことは感じたんですが、その辺の職員の体制ですね、勤務状況どんな ふうになるのかなというのは、ちょっとこの辺は私たちも気になりますの で、あまり無理をかけると、またごみ収集に関して事故とか、そういうも のも今までにいろんな場面で出てきておりますので、職員の負担にならな いようなきちっとした体制が取れるのかどうか、この辺だけちょっと尋ね

させていただきたいと思います。

環境対策 課長 現在の収集体制につきましては、12名で班編成をしておりますので、 平成24年度につきましても、それを維持していきたいというふうに考え ております。特に祝日につきましては、午前中というのは普段よりも格段 に交通量が町内でも少なくなっております。これまで可燃ごみ収集を見て みましても、時間的にも普段の収集の半分ぐらいの時間で収集が済んでお ります。こういったことから、可燃ごみと不燃ごみ、あるいはその他プラ スチック類の収集を加えましても、祝日につきましては、午前中で収集が 終了できる見込みで、職員につきましては、午後からは休養してもらえる ものというふうに考えております。

また、可燃ごみ以外は祝日で抜けた1回分が、次の収集に併せて排出されますので、ほぼ2倍の、例えばその他プラスチック類、金曜日が祝日だった場合、次の金曜日に倍出されるという現象でありました。そのことから、一部の清掃員からはそちらの方が体力的にもきついという声も聞いておりますので、祝日収集の種類を増加させても、体調面では問題ないのではないかと考えているところであります。

里川委員

そうしたら収集の職員さんを募集していることについては、班の編成が変わらないということであれば、退職者がいて、その穴を埋めるという、そういう考え方での募集だということでよろしいですか。

環境対策 課長 現在でも1名、11名が正職員で、1名が臨時職員ということになってますんで、その体制を維持するために今回募集をしているものであります。

委員長

他、ございませんか。 小林委員。

小林委員

環境保全負担金についてお聞きしたいんですけれども、来年度最大4,300トン、これ予算はいくら取られたのか、と申しますのも、数年前にいただいた資料では平成25年度は3,600トンぐらいになるというふうに、議会のほうに資料を提出していただいたと思うんですけども、それ

の金額の負担金だということで資料提出していただきましたんで、平成24年と25年度の大きく違いますのでね、それの説明が1点と、改めて環境保全負担金、トン千円、これの根拠を教えてもらっていたら教えていただきたいのと、これがどういうときに変わるのか、ちょっと改めて教えていただきたいなと思います。すいません、1年前です。

環境対策 課長

平成22年12月15日に厚生常任委員会に提出をいたしました、斑鳩町衛生処理場の今後の方向性という資料の中で、平成25年度の可燃ごみの見込みは3,677トン、この資料が出ております。今回、三重県伊賀市との協定では4,300トンで協定を結ばせていただきました。これにつきましては平成23年度、今年度の可燃ごみの見込量が4,300トンということで、生ごみの分別収集、あるいは木くず草類の分別収集を実施をしておりますので、若干24年度は下がるものというふうに見込んでおりますけども、一応伊賀市との協定は平成23年度並みで協議をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、予算につきましては、一応、伊賀市とは4,300トンでありますけども、現状の見込みが4,150トンで、予算は、伊賀市の負担金は組ませていただいております。そして伊賀市の1トンあたり千円の根拠でありますけども、こちらにつきましては三重県伊賀市の環境負担金条例で1トンあたり千円というふうに定められているところでありますので、それに基づいて支払いをさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

小林委員

この条例によって千円と決まっていますけども、条例改正によらない限り、もうしばらくはずっと千円のままで、その条文の中に、どういう時には伊賀市の財政が厳しくなったら値上げをするとかね、前例でどういう時に値段が変わったのか、そういう前例があれば教えていただきたいなとは思いますけれども。

環境対策 課長

伊賀市の環境保全負担金条例は、平成16年に制定をされておりますけども、その時からトンあたり千円ということで、一度もまだ値上げはされ

ておりません。ただ、聞くところによりますと、その受け入れに対する審議会の中では値上げをしてはどうかという委員さんもおられるというふうには聞いてはおりますけども、現在のところこの千円で落ち着いているという状況であります。

委員長

他、ございませんか。 木田委員。

木田委員

白石畑のほうへ持ち込むということなんですけれども、車からの汚水っていうんですか、それの悪臭対策についてはですね、うちの前なんかのあんな平坦なとこでも、今までからよく悪水をこぼしていったっていう何がありますからね。あそこら、白石畑特に坂道やし、ぐるっと回っているいうんか、つづら折の坂がずっと連たんしているからね、そういう悪臭に対する心配が私としてはあるわけなんですけども。町の収集車はどうかわかりませんけども。業者の何もかなり食堂とかそういう関係があるから、かなり水を切ったような状態ではないと思うのでね、もしかそういうことが発生した場合、周辺というんですか、そういうとこに迷惑かけるということで、その対策についてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

環境対策 課長 まず、積み替えました後、三重県伊賀市の三重中央開発に行くまでの間ですけれども、今回コンテナ車は密閉式のコンテナ車を新設をされておりますので、そちらにつきましては、道中、汚水が漏れるということはございません。

また、持ち込みに関しては、今、事業者に対しまして量を少なくするために水切りを十分してくださいという周知はしておりますものの、木田委員がおっしゃるように、持ってくるときに汚水等が漏れる可能性もございます。そういった時につきましては、その業者によりまして、清掃するなどの対策はとっていただくつもりですけども、まずは、水切りを徹底していただくということを、今現在、進めているところであります。

木田委員 私かて、今までからもうずっとあそこに住ませてもらってからですね、

ずっと何十年とそないして見てきた中ではですね、やっぱり町の収集車も 改善されて、水漏れていうんですか、汚水漏れもなくなってきてますねん けども、業者のなんかはやっぱりそういうことを徹底しなければですね、 もう町も同じように、町がやっぱりそうして持ち込んでいるというふうに 思われますからね。やっぱり汚水が田んぼへ入ったり池へ入ったりとかい うことになったらですね、やっぱりもう持ち込めんようになるような事態 に陥ると思いますのでね、その対策は徹底してやってもらいたいなと、や っぱりやる以上はそこまで考えてやってもらわなければね、やっぱり、そ こでこれからずっとお世話になる以上は、その点について十分に検討して ですね、その対策を練っていただきたいと、それは要望としておいておき ますので、よろしくお願いします。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2.3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受ける ことにいたします。

(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、また、これと関連いたします各課報告事項の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱についてを一括して説明を受けることにいたします。

なお、この条例の関係につきましては、23日の議会運営委員会で付託 先など決められることと思いますが、ここでは、当委員会所管の関係部分 について説明を受けたいと思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 西本総務部長。

総務部長

それでは、3月定例会の付議予定議案の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、また、各課報告事項の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱につきましても、関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

また、この条例等の整備につきましては、全庁的に関わるものを一括して改正するために整備をいたしております。そのため、建設水道常任委員会ではすでにご説明させていただき、また総務常任委員会においても、それぞれ委員会が所管いたします条例等の改正についてご説明を申しあげる予定をしております。

それでは、これら条例並びに規則等の整備に至る背景でございますが、 国と地方の新たな関係を築き、人口減少や少子高齢化など、さまざまな社 会経済情勢の変化に対応するため、現在、国においては「住民に身近な行 政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができ るようにするための改革」が進められております。

この改革の一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号)」が、今年度、相次いで公布をされました。以後、説明では、この法律名が長いので、「平成23年法律第37号」を「第一次一括法」、「平成23年法律第105号」を「第二次一括法」と申しあげて、ご説明をさせていただきたいと思います。

この「第一次一括法」と「第二次一括法」は、都道府県の権限を市町村に移譲するとともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定権の拡大を行うため、さまざまな分野の関係法律を一括で改正するものであります。

義務付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し市町村に義務付けられてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自らの判断で決定し、自らの責任において運営することにより、地域

のニーズや実情に応じた行政サービスの提供を行おうとするものであります。

本町におきましても、この改革の趣旨を踏まえ、これら法改正に伴い条例等の規定整備が必要となるものについて、整備を行うものでございます。まず、資料1-1の最後につけております、資料1-2といたしまして、A4サイズ横の表1枚をつけております。条例のほうの一番最後、A4サイズ横の表1枚で、タイトルが「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧」となってございます。この資料をご覧いただきたいと思います。

この第一次一括法及び第二次一括法によります、この法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の施行に伴いまして、本町で規定の整備が必 要となる平成24年4月1日を施行日とする条例・規則・要綱等の一覧で ございます。今回の改正を予定しております条例・規則・要綱の一覧表で ございます。条例は7つ、規則は2つ、要綱等は6つとなっております。

なお、これらの条例・規則等以外で、第一次一括法及び第二次一括法により例規の整備が必要となるもので、法の施行日が本年4月1日であっても1年間の経過措置のあるもの、すなわち、平成25年4月1日を施行日とするものもございまして、これらにつきましては、事業内容等の検討もさらに加えて、今後、必要な例規の整備を行ってまいりたいと考えております。この表につきましては、平成24年4月1日に施行をいたします条例等の一覧でございます。

それでは、資料1-1に戻っていただきたいと思います。条例案に戻っていただきたいと思います。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。当、厚生常任委員会が所管いたします条例は、改正文の第3条、次の1枚めくっていただきました裏面に第3条ございます、斑鳩町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例、そしてその次、第4条、斑鳩町ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の2つの条例が厚生常任委員会が関係のあります条例でございます。

主な改正内容につきましては、要旨で説明させていただきたいと思いま

すので、末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。要旨は、最後から2 枚目の、第3条関係は下のほうでございます。

第3条関係でございます、斑鳩町し尿処理施設の設置及び管理に関する 条例の一部改正につきましては、第二次一括法により、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律の一部が改正されまして、市町村が一般廃棄物処理施設 に置く技術管理者の有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌 して条例で定めることとなりましたことから、し尿処理施設における技術 管理者の資格について規定の整備を行うものでございます。

その技術管理者の資格基準につきましては、(1)技術士法(昭和58年法律第25号)この第2条第1項に規定する技術士、それから(2)技術士法第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、それから(3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者、(4)としまして、今、申しあげました前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者、を規定しているものであります。今申しあげましたことにつきましては、条文のほうに掲げております。

それから次に、第4条でございます。斑鳩町ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、今申しました先の第3条と同様の理由により、市町村が一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、ごみ処理施設における技術管理者の資格について規定の整備を行うとともに、文言の整理を行うものであります。

最後に、施行期日でありますが、平成24年4月1日から施行するもの でございます。

次に、資料4のほうをご覧いただきたいと思います。タイトルを申しあげます、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱でございます。一部改正で整理するのは3つの要綱がございますけれども、厚生常任委員会が所管いたします要綱は、第1条にございます斑鳩町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱でございます。

それでは、主な改正内容について、要旨で説明させていただきますので、 末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。要旨の主な改正の概要、第1 条関係でございますが、斑鳩町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部 改正でございますが、第一次一括法により、公共下水道の事業計画の認可 から事業計画の協議に変更されたことに加え、浄化槽設置整備事業実施要 綱では、補助対象地域を「下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条 の2第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地 域」と規定しておりますが、この下水道法第25条の2第1項は流域下水 道についての規定であることから、今後、本町と奈良県の予定処理区域が 相違することも考えられるため、補助対象地域を明確化するものでござい ます。また、補助対象地域を明確化することから、付則第2項を削除する ものであります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、先ほど見ていただきました資料 1-2 の A 4 の 1 枚の横の一覧表でございます、(3) 斑鳩町身体障害者相談員設置要綱について、また(4) 斑鳩町知的障害者相談員設置要綱につきましても、これの関連がございますが、新規での要綱制定となり、例規の整備を行わないことから、各課報告事項におきまして、後ほどご説明させていただくということにさせていただきます。

以上、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に ついて、また、同法の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関 する要綱につきましてのご説明とさせていただきます。何卒、よろしくご 審議賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

し尿処理場の件なんですけれども、条例改正されても当町の現状という のに影響はないものであるかなというふうに、私は今これ見てて思ったん ですが、その辺の確認をさせていただきたいなというふうに思います。条例改正に伴って斑鳩町が受ける影響というのか、そしてその現状が、ちゃんと条例改正されても問題がないのかどうかっていう形で確認をさせていただきたいと思います。

環境対策 課長

現在、鳩水園の運転管理業務の仕様書には、従事者の中には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条の規定に基づく、資格を有した統括責任者を置くというふうに定めてあります。この廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第17条の規定というのは、そのままそっくり今回、条例改正で町の条例で定めます規則そのままですので、今回のこの条例改正ではなんら問題はないということになっています。

里川委員

わかりました。多分そういうことで理解していいんだろうなというふうには思っておりましたので、条例どおりの体制維持をしていただきながら、業務委託に関しては入札をもって、できるだけ効率的な運営をしていっていただきたいなというふうに思っております。それとですね、この第一次一括法、第二次一括法では、都道府県の権限を市町村に移譲するとなってますけれども、交付金であったり、補助金、助成金、こういったものが事業によって県から出ているものとか、いろいろあるんですけれどもね、補助金、交付金とか、それと交付税とかの関係で言うと、これらを整備することによって市町村のほうのそのお金の流れですね、この辺がどうなっていくんだろうかと。条例改正するのはええけれども、お金の問題もきちっと整備しとかんと、権限は市町村委譲してもらったかってね、あとのお金の問題、財政的な問題というのは非常に市町村とっては大きいですので、その辺の整理のしようっていうんですか、それがちょっと私見えないので、その点についてちょっと教えていただきたいなと思います。

委員長

池田副町長。

副町長

この権限移譲、まだこれから平成25年度にも条例改正します、また26年度もします、まだまだ出てきます。今、地方分権審議会で審議されて

おります。ただ1点、地方権限移譲によりまして、市町村にお金が来るか ということですけども、まず権限移譲によって市町村にお金が、事務経費 が多くかかりますんで、それについて交付税が多く来るということはない と聞いております。県も同じです。それにつきましては、当然、町の努力、 個々の個人の能力向上で努力されたいとなっております。ただ、交付金で すけれども、この交付金についても、まだ全然決まってないわけです、ど うなるかということにつきましては。例えば、今、県のほうで、土木関係 の交付金一括県の権限にしようかとなってきた時でも、その時は県を通し て町へきますけども、それは国の仕事が一部県に来るだけでありますんで、 県の職員さんが増えると、ただし県から町村へ権限移譲も相当ありますん で、県の、なんぼか減りますわね、町村にきますんで、いろんな点で。町 は仕事は若干増えてくると、それは個々の能力で対応しなさいということ になっております。今、聞いておるのはそういう状況です。といいますの は、これにつきましては、ある町長さんからも質問されたんですわ、これ についてどうやということで、それはありませんよということで、はっき り言われましたので。内部努力をしていきたいと考えております。今後に おきましては、2年、3年、またどんどん来ますんで。

里川委員

今でもね、斑鳩町も職員の数が減ってきて、1人の職員さんが持つ仕事の量が増えている上に、こうやって条例改正されて、また仕事の内容なども増えたりして、職員さんたちにも負担がかかる中で、交付税が多くなるとか、交付金の流れがどうなっていくかわからないという中で、私達もこういう条例を制定していいものなのかという、ものすごく判断に苦しむようなものが出されてきております。やっぱりね、国のほうの今のやり方を見てたら、こういうことを先に決めてくるけど、肝心の財政問題について積み残したりね、いろんな問題、制度改正に伴っても、細かいことがなかなか市町村まで下りてこないとか、いろんな問題あります。今後もね、町としては、国に対して、また県を通じて言うべきこと、市町村として国に対しては、国に対して、また県を通じて言うべきこと、市町村として国に対して言うべきことにつきましてはね、要望を続けてしていきながら、斑鳩町を守っていく、斑鳩町の住民さんの暮らしを守っていく立場で頑張っていっていただきたい、あんまり先の見えへんこういったものに対して私

達も判断を下すのは、すごく心苦しいなというのが、実際今思っております。町としてもそうだろうなというふうに思いますのでね、今後も要望を あげながら努力をしていっていただけたらというふうに思います。

副町長

今、委員さんがおっしゃいましたように、全国町村会、また市長会のほうでも権限移譲、そして財源は一体的ですので、当然セットで移譲してくださいという要望は出しておられますということをここで報告だけさせていただきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

それでは次に、(2)斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する 条例について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、3月定例会に提出を予定しております斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、資料2をもとに説明いたします。 末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

平成22年度税制改正におきまして、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われました。しかしこの見直しが行いますと、所得税や市町村民税の税額と連動しています保育所の保育料の決定に影響が生じることから、これら控除があるものとして再計算した税額を用いて保育所保育料を決定する旨、国から通知があったところでございます。具体的には児童福祉法による保育所運営費国庫負担金、昭和51年4月16日厚生労働省の通知でございますが、この第4に規定します徴収金(保育料)基準額にその旨が規定されることとなっていますことから、本条例の税額の計算においてもこれに準ずる旨の規定を設けるものでございます。で、1ページ前の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。条例の別表の斑鳩町立保育所保育料徴収金額表の備考でございますが、そこに1つ設けました。市町村民税の所得割や、所得税の額の計算

について国の通知に規定する徴収金(保育料)基準額に準ずるという旨の 文言を加えるものでございます。

以上で、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について の説明といたします。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

これは、当然の条例改正だと私は思っております。子ども手当貰って、こんなん、なにやっていることかかわらんようになるいうこと、最初からね、言ってましたので。ただひとつ、この保育所に関してはね、あわ保育園のほうの保育室を増築、増築というのではなくて、改修して1室保育室を増やすということで、人数の受け入れを24年度増やすわけですけどもね、斑鳩町には条例の定員が書かれている、あわ、たつたと定員書かれているんですが、あわのほう改修して受け入れる幼児を増やしたときに、ここの定員を、条例定員数ですね、これを変えなくてもいいのかどうか、その辺がちょっと私こないだからちょっと考えていたことなんで、この今出されている改正だけでいいのか、プラス定員の方の改正についてはしなくていいのかどうか、ここだけ、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

福祉課長

委員おっしゃいますように、あわ保育園240名近く、その人数にだいたいなろうかと思っております。条例の定員についてでありますけれども、もちろん定員を定めますと、最大そこまで受け入れなければならないということがあって、これがあわの場合には150名です。実際の人数との乖離があるというご指摘だとは思うんですけれども、県などに問い合わせますと、具体的に定員を定めるという場合の定員の考え方については、明確なものがないということをいただいております。ただ、当然0歳児につきましては面積が最低でも3.3㎡必要だということがありまして、今、増築も含めまして、あわ保育園の総面積510㎡ほどあります。この510㎡を、仮に極論になるかもしれませんが、全員0歳児の3.3で割った場

合にはおよそ154ということになっておりますので、確かに全員0歳児ということはないことかもしれませんが、この数字と、それから現在の数字あわせまして、ちょっともうちょっと慎重に検討はしたいというふうに思っております。ただ、ご承知かと思いますが、あと3年ぐらい経ちますと、また認定子ども園という新しい考え方も出てきております。そうなりますと、保育園だけではなく、幼稚園もあわせて、この就学前の子どもさんの保育や教育のあり方というのを考えていかなければなりませんので、そのあたりの動向もちょっと見極めていきたいというふうに思っております。

里川委員

確か、定員に対して緩和措置があって、何%まではこの定員より子どもたちが増えてもかまへんとか、なんかそういう問題がありましたでしょう、今までから。国のほうが緩和措置とって。国庫補助で出ている時の話ですけど、交付税算入になってからはどうなったんかはわかりませんけども、一応国の基準としてはありますよと、今の定員の緩和措置として何%増までは認めますよとか、そういうのが以前あったと思うんですけどね、そういうのは考えなくていいんですかね。定員から実際の子どもが何%増えていると、何%定員より多いとかいう、その数字っていうのは別に何の問題もないのかどうか、その辺がちょっと気になっているんですけれども。

福祉課長

私、承知していますのは、子どもさんをお預かりするにあたっては、最低基準としては部屋の面積、保育室の面積、それから必要な保育室というふうに思っています。公立保育所運営に関する補助金につきましては、補助金じゃなくて地方交付税として入ってきていますけど、これは町への一律支給でありまして、定員によるそういう変動というのか、というのはないというふうに聞いております。

里川委員

そしたら、その緩和措置で定員の何%増までは認めますとか、そういうのは、今はもうそういうのは考えなくていいということなんですね。なんぼ増えてもかまわないと、定員よりなんぼ増えてもかまへんのやという、そういう判断でよろしいんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

以前でしたら、僕たちが福祉課やっているときは、定員の例えば25%までとかありました。ただし、近年、大都市におきまして保育園の待機児童が出てきてますでしょ、その待機児童を解消するために、その定員の何倍という要件をなくして、面積基準だけでいきますよと、面積基準がクリアできればそこまではお子さんをお預かりしてもよろしいですよということになってきております。ですから、今でも、あわ保育園でも、近年200人前後入っておられますんで、そういうことになっておりますんで、これは緩和されております。

里川委員

そしたら今後は、表向きっていったらおかしいですけども、条例上は、あわは部屋を増やしたけれども、もう定員としては150ということでずっといくのか、それともさっき課長の説明にもありました、2、3年後を視野に入れて、子ども園なども視野に入れながら、そういうことを総合的に考えながらさわっていく、それまでは今の条例のままでいくんやというのが町の考え方でしょうか。

副町長

前回の委員会でも町長のほうから、相当子どもさん増えていると、幼稚園でも増えていると、それについてはどないされるんですかという質問がございました。それにつきましては平成24年度中に十分考えさせてほしいと、今、課長申しあげましたように、総合子ども園、平成25年度までにはすべての保育園については総合子ども園になっていきますんで、それらを絡めて一緒に考えていきたいと思っております。

委員長

他、ございませんか。

(な し)

委員長

それでは次に、(3)斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につい

て、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、3月定例会に提出を予定しております斑鳩町介護保険条例の 一部を改正する条例について、資料3をもとに説明いたします。

まず、末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

第5期、平成24年度から平成26年度まででございますが、介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されましたことから、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めることといたします。またこれに伴い、被保険者本人が市町村民税非課税である場合の保険料率を軽減する特例を設けることとし、これらの規定について、本条例の所要の改正を行うものでございます。平成24年度から平成26年度までの保険料率等は下記の表のとおりでございます。これについて若干ご説明を申しあげていきたいと思います。

ご承知のように、保険料率を設定するためには、まず介護保険事業計画 に定めますサービスの供給量に対する必要な保険料額を求める必要がござ います。

お手元に参考資料1というのを用意させていただいていると思います。 この参考資料1「第5期介護保険事業のサービス量等の見込み」をご覧い ただきたいと思います。

これは、平成24年度から平成26年度までの介護保険が提供するサービスの供給量の推計等を取りまとめたものでございます。その内容でございますが、まず2ページでございますが、こちらは被保険者数や要支援・要介護認定者数の今後3年間の推移をまとめたものでございます。次の3ページは、実際にサービスを利用するであろう被保険者(利用者)の見込み数の推移でございます。次に4ページは、要支援認定者に対します介護予防サービスの種類ごとの見込み量の推移でございます。また5ページから6ページかけましては、要介護認定者に対します介護サービスの見込み量の推移を取り纏めたものでございます。また7ページから9ページにおきましては、地域支援事業の各サービスの見込み量の推移を取りまとめたものでございます。

このような推移を取りまとめる中で、11ページをご覧いただきたいと

思います。中段でございますが、「(5)介護保険事業の総費用」でございます。ここにありますように、介護保険の本体であります標準給付費で、3年間の合計額は58億3,589万2,785円となりました。また地域支援事業費につきましては、3年間の合計額が、163,02179,000円、総費用、合計額といたしまして、3年間で5966,61171,785円と見込んだところでございます。

この額につきましては、平成21年度から平成23年度の第4期の計画値と比較しますと、本体の標準給付費では、12億8,597万5,815円、28.3%の増、地域支援事業費も含めた全体額では、12億8,667万7,815円、27.5%の増となるものでございます。

1号被保険者の保険料は、本町の場合、この額の約23.5%にあたる額を、被保険者全体でご負担いただくということになっております。これを本町の現行の12段階の保険料率に合わせますと、1か月平均額が5,048円となりまして、現行額の4,000円を上回る結果となりました。そこで、保険料額の上昇を抑えるために、県に積み立てておりました財政安定化基金から1,583万9,817円を受け入れまして、また本町の介護保険給付費準備基金から2,000万円を取り崩すことを前提といたしまして、その上で、保険料段階や保険料の割合等を考慮するなかで、条例案に示したような保険料率となったものでございます。

次に参考資料2、A3の横長の1枚の資料をご覧いただきたいと思います。第5期介護保険料率比較表をご覧ください。まずA欄につきましては、現在、第4期の保険料率でございます。B欄はこの、第4期の現行の割合を適用した場合の保険料率でございます。最後にC欄は条例改正案の保険料率を比較した表でございます。まず、介護保険施行令の改正によりまして、現行のA欄の第7段階と第8段階を分けます基準額が、今200万円となっておりますけども、これが引き下げられまして190万円になっております。C欄、改正条例案で申しますと、第8段階と第9段階を分ける基準額、これが200万から190万へ引き下げられました。これは介護保険施行例の改正によるものであります。

次に、市町村民税非課税世帯に配慮するよう、設けられました現行のA欄の第5段階の特例として設けられた第4段階、これにつきましては、条

例改正につきましても継続をいたすということとともに、新たに現行の第3段階に特例も設けられるになりまして、これを採用いたしまして、1つ段階を増やしました。C欄で申しますと第3段階と第4段階、ここが、現行第3段階を2つに分けるというところでございます。

また、市町村民税課税者の段階におきまして、現行で言いますと所得200万以上400万円未満でありました、現行の第8段階でございますが、これに300万円という新しい区分を設けまして、ここを2つの階層にいたしました。C欄で申しますと第9段階と、第10段階のことでございます。

これらによりまして、条例改正案の段階設定となったわけでございますが、ここで、第1段階・第2段階の割合を0.5から0.49に減じました。また、新設となった第3段階の割合も0.7から0.68へと減じることといたしたところでございます。またC欄の第5段階、第7段階の割合も、国基準よりも低い割合を今後も継続していくということにしながら、第10段階以上では、割合を高く設定をさせていただいたところでございます。

このような形をとる中で、平均の年額はC欄の第6段階でございますが、 5万8,700円、月額で言いますと4,892円に抑えることといたし たところでございます。

高齢者の皆様にとっては、保険料の引き上げとなるものでございますが、 介護保険財政の仕組み上やむを得ない点もございまして、なにとぞご理解 をいただきたいと思うところでございます。

以上で、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

段階設定を更にね、値上がりすることによって幅を持たすと、できるだけ高い収入の方には高く払ってもらおうという姿勢については評価できると思っております。確認をさせていただきたいんです。前に一般質問でも

言うてましたけども、町は財政安定化基金を1,583万9,817円を保険料を軽減するために使いますよと、この金額充てますよと。ただですね、同じ金額だけこの財政安定化基金というのは県の方に、県からも、国からもお金が出てて、積み立てがされているんですよね。その国の積み立てたお金、県が積み立てたお金については市町村になんぼかでも、援助というんですか、これしていただけるのやったらね、こんな2割から上がるような保険料の状況の中でね、そういう措置をとっていただけないのかなということを、ずっと私も申しあげてきましたけど、結局、国や県は、この積み立ててきたお金をどうすると言っているのか、というのが1点、それとですね、介護報酬の件がなかなか決着がついてなかったんですが、保険料設定するについては介護報酬も非常に大きなポイントとなりますが、介護報酬を今回、第5期ではどうなるのか、働いておられる方の、やっぱり処遇改善なんかもやってきましたけれども、その件と関係して介護報酬というのがどうなって、この保険料設定にもどう響いているのかということを、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

福祉課長

まず、財政安定化基金についてでありますけれども、先ほど言わさせていただきました1,583万9,817円につきましては、本町が積み立てた2,129万8,643円のおよそ74%分でございます。当然残りの分につきましては、本来の基金の目的に充てられるというふうに聞いております。

これと同額の金額が、委員がおっしゃいましたように県、国からもここの基金に積み立てられているはずですが、私どもも正直言いまして、保険料を抑えるためには、この基金から県、国分をいただければというふうには思っておったんですけれども、残念ながらそのことについては市町村には入らないという通知はきております。国の分につきまして、どうされるかということについては、まだ承知はしておりませんが、県につきましては介護予防に関する費用に充てていきたいという旨だけは聞いておりまして、具体的にどのようにその基金を活用されるのかまでは伺ってはいない状況でございます。

次に介護報酬につきましては、処遇改善にかかる分が介護報酬に上乗せ

になるということで、マスコミの報道等では1.2%上がるというふうになっておりました。当然、給付量を先ほどご説明させていただいた給付量をまとめる際に、金額にこれを反映させなければなりませんが、国から1.2%ではなく、0.7%で計算するようにという指示がきました。0.7%の根拠というのを尋ねてはおりますけども、ちょっと未だに明確な返答はございませんが、全国的にこれは0.7%で計算するようにということでの国からの指示がございました。

ただ、今回の金額については、処遇改善だけではなくて、地域区分の見直しによります報酬の上乗せもございます。今までは1点10円で計算しておったものが、サービスによって違うんですけども、1点10円10銭から1点10円20銭で計算するという内容もありましたので、この分が介護報酬としては高くなっておるということです。ですので、処遇改善の分と地域区分見直しの分で金額に直した時の総費用と言いますか、については第4期よりも高くなる要素がこの分あるということでご理解いただきたいと思います。

里川委員

非常にね、今の答弁を聞いていても条例改正しますというて、こうやって出てきて、出てきている割に中味をいろいろ聞いていくとですね、まだちょっと細かいところが十分わからへんとか、国と市町村の関係の中でいえば、国は殺生なことしはんなと、もうちょっと市町村のこと考えていろいろやってほしいなというのもつくづく感じているんですけね、だから担当も大変だろうということは、十分認識を私もしているところなんですけども、これを今後、更に被保険者の皆さんにお知らせをせないかんという、大きな仕事があるわけですよね。ですから早くこれも決めていかなあかんと。国とのにらみ合い、こういろいろしながら進めていかざるを得ないんですが、被保険者の方々には十分ご理解いただけるような説明、ご理解、納得いただけるような周知徹底をしていっていただきたいなというふうに思います。医療保険と違って、介護保険というのはその制度を利用されている割合が、もう医療保険と比べましても全然違いがありますので、介護保険料をすごく渋る方なんかもたくさんおいでになられます。それが今回のこういう大きな値上げということになりますと、更にまた徴収のほうな

ども大変な状況もなってくるかなというに思いますが、情報を早くキャッチしながら、できるだけわかりやすい情報提供に努めて周知徹底をやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

それでは以上、3月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明 を受けたということで終わります。

ここで、暫時休憩します、10時30分まで休憩に入りたいと思います。 よろしくお願いします。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時30分)

委員長

それでは、再開いたします。

次に、3. 各課報告事項について、(2) 斑鳩町難病患者等ホームヘル プサービス事業実施要綱について、理事者の報告を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱について、資料5をもとに説明いたしたいと思います。資料5で要綱(案)をお示しをしておりますが、末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

この要綱は、難病患者等に対しましてホームヘルパーを派遣し、必要な家事、介護等の日常生活の世話を行うホームヘルプサービス事業を実施することとしまして、それに係る必要な事項等を定めるため、制定するものでございます。

その主な内容についてでございます。まず1点目でございますが、この 事業は、対象者、サービスの内容並びに費用負担額の決定を除きまして、 社会福祉法人、医療法人その他町長が適当と認めるものに委託して実施す

ることとしております。2点目は、対象者でございますが、町内に居住す る者であって、国が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対 象疾患患者、または関節リウマチ患者であることといたしております。3 点目でございますが、社会福祉施設に入所または医療機関に入院している ときのほか、介護保険法、老人福祉法又は障害者自立支援法に定める同様 のサービスの対象者であるときには、対象外となるということを規定して いるものでございます。4点目はサービスの内容でございますが、①とし て入浴、排せつ、食事等の介護、②として調理、洗濯、掃除等の家事、③ として、生活、身上又は介護に関する相談及び助言等であることでござい ます。5点目でございますが、生計中心者の前年の所得税額等によりまし て費用負担額を決定したしまして、生計中心者は、当該利用者負担金を支 払わなければならないことということでございます。6点目は、ホームへ ルパーの派遣を受けようとするときは、生計中心者が町長に申し出ること といたしております。7点目は、町長は、申出書を受理したときは、その 内容を速やかに審査し、適当と認めるときには、対象者、派遣の方法、提 供するサービスの内容及び費用負担額を決定したうえ、その旨を生計中心 者に通知するものとしていることでございます。 8 点目は、ホームヘルパ ーは、心身ともに健全であること、難病患者等の福祉に関しまして、理解 と熱意を有すること、③として家事、介護の経験と相談助言の能力を有す ることを要件とするということにしております。最後に9点目は、この事 業の受託者は、この事業を行うにあたっては、常に町、民生委員、保健所 等の関係機関との連携を密にするということを定めているものでございま す。平成24年4月1日から施行を予定しているものでございます。

以上で、斑鳩町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱について の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっと確認だけさせていただきたいんですけれども。こういうサービスの申込みとか、このサービスを受けたいという相談なんかは、いろいろ、

介護保険であったらケアマネージャーさんが受けて、いろいろやってくれますけれども、このサービスの場合、ケアマネージャーに代わるような仕事は、どんなふうなシステムになっているのかなというのがちょっと、実際使うとなったらあるので、ちょっと確認だけさせてください。

福祉課長

難病患者につきましては、現行制度上、いわゆる介護保険や障害者自立 支援法とは違いますので、昔で言う、老人福祉で言う措置に近い形をとっ ております。従いまして、そういうケアマネージャーのような業務をされ るという体制にはなってはおりません。本要綱上では、その難病患者がお られる世帯の事実上支えられている方を生計中心者と定めまして、その生 計中心者からの申し出によって、サービスを提供すると定めております。 ただ、当然、緊急を要する場合もあると思いますので、原則は申出書とい う書面によって申し出はいただくんですけれども、緊急性なりによりまし ては、それを当面、口頭で処理をして、その後、書類を整えるということ もできるという内容にしております。

里川委員

そうしたら、そういうサービスを提供するための申出書を受けて、そして、どういうサービスが受けれるとか、説明とかそういうのは、福祉課で、 福祉課の何係が行うというような考え方ですか。

福祉課長

福祉課の社会福祉係が行うこととしております。

委員長

よろしいか。他に、ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、次に、(3) 斑鳩町身体障害者相談員設置要綱について、また、次の(4) 斑鳩町知的障害者相談員設置要綱について、この2つの要綱は、権限移譲に伴うもので、内容がよく似ておりますので、一括して理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町身体障害者相談員設置要綱と、斑鳩町知的障害者相談 員設置要綱について、一括で説明いたします。

まず、身体障害者相談員設置要綱について、資料6をもとに説明させて いただきたいと思います。末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布されました。身体障害者福祉法の一部が改正されたことにより、現在、奈良県が設置しています身体障害者相談員について、市町村がこれを設置することができるようになったことから、本町における身体障害者相談員の設置にかかる必要な事項を規定するため、この要綱を制定するものでございます。

でその主な内容でございますが、1点目ですが、相談員は、本町在住の身体障害者若しくはその保護者又は身体障害に係る福祉施設等の従事者であって、社会的信望があり、かつ身体に障害のある者の更正援護に熱意と識見を有する者としていること。2点目といたしまして、相談員の委嘱は、3人以内とし、委嘱期間は2年とすること。3点目といたしまして、相談員の業務は、身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること、身体に障害のある者の更正援護に関する相談に応じ必要な指導を行うことなどとすることです。4点目といたしまして、相談員の謝金の額につきましては、1人につき、年額6,300円とすることということでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、資料7をご覧いただきたいと思います。知的障害者相談員設置要綱でございます。末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

身体障害相談員の場合と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるため の改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律により、知的障害者福祉 法が改正されましたことから、奈良県から引き継ぐ形で、本町において相 談員を設置するということは、身体障害相談員と同様でございます。

で、身体障害相談員と異なる点ではございますけれども、まず「主な内容」の1点目では、相談員は、本町在住の知的障害者の保護者又は知的障害に係る福祉施設等の従事者であるというところでございます。また2点目ですが、相談員の委嘱は、1人としているところでございます。で、3点目の相談員の業務は、知的障害者の家庭における養育、生活等に関する

相談に応じて、必要な指導等を行うこと、また知的障害者の施設入所、就 学及び就職等に関して関係機関へ連絡することなどとしているところでご ざいます。謝金につきましては身体障害者相談員同様でございます。これ につきましても、平成24年4月1日から施行するものでございます。実 際には、現在県が行っている事業を地方分権によりまして町が引き継ぐ形 を取っておりますので、相談員の人数でありますとか、謝金の額につきま しては、現在県で行っているものをそのまま引き継がせていただいた格好 となっております。

以上で、斑鳩町身体障害者相談員設置要綱と斑鳩町知的障害者相談員設置要綱についての説明といたします。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

相談員なんか身近なほうがいいから、市町村でやられたらいいかなというふうには思うんですけどもね。この謝金の額についてですが、1人につき年額6,300円ということは、その相談を年に1回しか受けてなかった人も、月に2,3回相談される人もいろんなケースあると思うんですけども、もうそういうのはひとくくりで、1年に1回でも相談を受けたら1人、そして1ヶ月に何回相談受けてても1人、というようなむちゃくちゃアバウトな計算式になるんですけども、そういう考え方で謝金を支払うということで、私達は認識していてよろしいんでしょうか。

福祉課長

障害者の方の相談というのはいろいろとあると思います。そのために相談にかかる専門的な部署を広域でつくったり、または民生委員なり、私ども福祉課のほうに相談に来られるというケースもあります。現在県がこれを実施しているわけですけれども、その内容といたしましては、やはりある意味ボランティア的なところがございます。今、具体的な内容とか、それから専門的な内容になりますと、例えば相談員さんに相談されても、相談員さんからそれら専門的な機関、行政機関に振っていただくというのが主でございまして、まずはどういうところに相談したらいいかとか、いう

簡易なご相談に乗っていただこうと、または、私どもちょっと障害者の関係者を委嘱の要件といたしておりますけれ7ども、障害者の立場に立って、障害者の身になって考えていただく方を、そばで寄り添っていただこうというのが趣旨でございまして、当然具体的な相談につきましては行政が完全にバックアップしていこうというものでございますので、ある意味ボランティア的なものであるという考えで委嘱をさせていただきたいというふうに思っております。

里川委員

多分ですね、相談員の設置を市町村がやったら県で設置されている時よりは相談がしやすくなって、相談される回数とか数っていうのは多くなるのかなということなんかも、私もちょっと感じたものですから。一応確認をさせていただきました。そして町のほうは、今ちょっと課長の答弁の中にありましたけど、相談員をどういう方に委嘱するかということについては、もうだいたい想定をされているというふうに、こちらは認識していてよろしいんでしょうか。

福祉課長

今、新たに、町が委嘱させていただく際の考えている要件として、例えば身体障害者の方、あるいはその保護者、あるいはもっとその施設や団体で詳しい方、ということを想定しているものでございまして。具体的にどの方を個人として委嘱していこうかということについては、まだこれから詰めていくところでございます。

里川委員

今、課長がその前におっしゃったように、やはり障害者の方に寄り添いながら、きちっとこういう相談に乗っていただけるような人選をやっていただけるように、そういう委嘱をするときの人選については、公平・公正に、適任と思われる方をぜひ選任していただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

なければ次、(5)斑鳩町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長

それでは、各課報告事項(5)の斑鳩町国民健康保険一部負担金減免等 取扱要綱につきまして、ご説明を申しあげます。

国民健康保険法第44条におきまして、災害などの特別な理由により、 資産等の活用を図ったにもかかわらず。一時的に生活が著しく苦しくなり、 入院療養にかかる医療費の支払いが困難な場合、医療機関での一部負担金 を徴収猶予又は支払免除もしくは減額ができると規定がございます。

しかし、この基準につきましては、国から明確な基準が示されておりませんでした。そして、今までその対応は、ほとんどの市町村で対応されておりませんでした。しかし、一昨年9月に、国からその基準が国から示されましたことから、奈良県におきましても、この要綱等を制定する市町村が増えてきております。斑鳩町におきましても、今回、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応するひとつの方策として国の基準に従いまして、奈良県の統一した基準を基に要綱を制定したいと考えております。

それでは、資料の8をご覧いただきたいと思います。まずこの条例は、第1条から第12条の条項からなっております。まず第1条では、要綱の趣旨について規定しております。そして第2条では、用語の定義を規定。そして第3条では、徴収猶予を規定しています。震災、風水害、また干ばつ、冷害等で収入が著しく減少したこと。また、事業の業務の休廃止、また失業等により収入が減少したこと等により、資産等の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となった場合、実収入月額が、基準額の100分の120を乗じて得た額を超え、100分の130を乗じて得た額以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月に相当する額以下のときは、世帯主に対し、6か月以内の期限を限って、一部負担金の徴収を猶予することができるとなっております。

第4条では、支払免除を規定しておりまして、それぞれの基準を規定を しております。そして第5条では、減額を規定しております。そして第6 条では、申請の手続きを規定をしております。そして、第7条では、審査を規定しています。そして、第8条では、証明書の交付を規定しておりまして、第9条では、期間を規定しておりまして、証明書は1か月ごとに更新するものとし、減額、免除の期間は連続した3か月を超えることはできないとしています。そして、当該期間を超えて引き続き減額又は免除を行う必要があると認める場合は、3か月以内を限度として延長することができると規定しております。そして、第10条では、証明書の提示を規定しています。そして、第11条では、証明書の更新等を規定しています。そして2項では、措置の取り消し、3項では、一部負担金の返還について規定をしております。

そして最後に施行日は平成24年4月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、斑鳩町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱についての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

(なし)

委員長

次に、(6)後期高齢者医療保険料の改定について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長

それでは各課報告事項(6)の後期高齢者医療保険料の改定につきまして、ご説明申しあげます。

後期高齢者医療の保険料につきましては、ご承知のように、概ね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されるということになっております。制度発足後4年が経過いたしまして、奈良県後期高齢者医療広域連合では、24年度と25年度の保険料率の改正を行うことといたしまして、関係条例の改正を広域連合の議会に提案することになっております。その議案の内容についてでございますけれども、平成24・25年度の保険料率につ

きまして、年額で所得割額8.1%、均等割額が4万4,200円になる 予定でございます。この改正につきましては、この2月21日に予定され ております広域連合議会で審議される予定となっております。以上でござ います。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

次に、(7)斑鳩町ロタウイルスワクチン接種費用助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長

それでは、斑鳩町ロタウイルスワクチン接種費用助成金交付要綱について、ご説明させていただきます。資料9の最後のページの要旨をご覧ください。要旨に沿ってご説明させていただきます。

この要綱は乳児が、初めてロタウイルス胃腸炎にかかると重症化しやすく、ロタウイルスワクチンを接種することで、極度の脱水症状や脳炎などの発生を予防することができます。このワクチン接種が平成23年11月より日本国内でも接種可能となったことから、当町では、安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るため、ロタウイルス予防接種に対して、一部助成を町単独事業で行うこととし、この要綱を制定するものであります。

主な制定内容であります。(1)助成の対象者でございますが、接種日において、斑鳩町に住所を有する生後6週以上25週未満の乳児の保護者としております。(2)助成の金額ですが、対象予防接種に要した費用に2分の1を乗じて得た額で7,000円を上限としております。(3)助成金の交付申請でございます。 助成金の交付は2回を限度とし、助成金の交付を受けようとする者は、斑鳩町ロタウイルスワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書に予防接種を証する領収書等を添付し、町長に提出することとしております。 施行期日ですが、平成24年4月1日から施行するもの

であります。

以上で、斑鳩町ロタウイルスワクチン接種費用助成金交付要綱について のご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっと私、詳しくわからないんで、詳しく教えていただきたいんですが。このワクチン接種は1回打ったらいくらとか、それからどういう接種 方法をすれば効果的なのかとかいうようなことが、ちょっと私詳しくわか らないんで、教えていただきたいんですけれども。

健康対策 課長

この予防接種は1回あたり約1万4,000円程度かかります。それの 約半額の7千円を助成させていただきます。それと、この予防接種は6週 から25週未満の間に2回接種ということになっております。生ワクチン ですので、約1ヶ月程度あけて2回接種ということになります。

里川委員

この助成制度そのものは結構なことなんですけれども、生ワクチンでやるということになりましたら、他の生ワクチンの関係もありますし、他の予防接種の関係もありますし、この短い週の間に2回打つというのはすごく忙しいなと、よっぽどよく考えないと、接種を逃してしまったりするケースもあると思いますので。そういうところについて、せっかくこれをやるのであれば、今後出産される皆さん方に、また、今現在子どもをお持ち、出産されて間のない方に、十分周知していただいて、計画的に予防接種のほうを受けていただけるような方法を考えながら進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

次に、(8)斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱について、 理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 課長 斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱について、ご説明させていただきます。資料10の最後のページの要旨をご覧ください。要旨に沿ってご説明させていただきます。

この要綱は、安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るため、県の公費助成(体外受精及び顕微授精)の対象とならない不妊治療または不育治療について、町単独事業としてその一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実に資することを目的として本要綱を制定するものであります。

主な制定内容であります。 (1) 助成の対象者、第3条関係でありますが、戸籍法による婚姻の届出をしている者、住民基本台帳法又は外国人登録法に登録されている者で夫婦の両方又はいずれか一方が引き続き1年以上本町に居住している者、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする医療機関において、不妊症又は不育症と診断され治療を受けている者、医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者、夫婦の前年の所得金額の合計が730万円未満である者、町税等を滞納していない世帯に属する者としております。

- (2)対象となる治療ですが、対象となる治療の範囲は、県の公費助成 (体外受精及び顕微授精)の対象とならない不妊治療又は不育治療と し、その診断のために必要な検査及び治療効果を確認するための検査も対 象としております。ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の 提供による不妊治療又は代理母による治療法は対象としないこととしてお ります。
- (3)助成内容ですが、助成金の交付は、当該年度に行った治療に対し、 1年度分につき1回とし、助成期間は一般不妊治療又は不育治療を受けた 日の属する年度から5年間としております。交付金額は、一般不妊治療に ついては、1組の夫婦に対して5万円を上限とし、不育治療については、 自己負担額の2分の1、10万円を上限としております。
 - (4) 助成金の申請ですが、申請は、医療機関の受診証明、領収書等の

必要書類を添付し、年度の末日までに町長に提出することとしております。 施行期日ですが、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱についてのご 説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員|

これはね、県がもともとやっていたものについて町がやっていくということで、理解はできるんですが、今後状況を見ながら、町はできるだけ充実した形でこういう取り組みをやっていけたらいいなというふうに私たちは以前から要望もしておりましたけれども。今回、新年度予算で150万円程度をこの事業で予算を考えておられるようなんですけれども、その予算の算出で、どちらをどういうふうに計算されたのかなというのを、ちょっとその点お聞かせいただけますでしょうか。

健康対策 課長 一般不妊治療につきましては、20人5万円で100万円、合計100万円。不育治療費は5人で10万円の50万円、合わせて150万円を計上させていただいております。

里川委員

私も身近なところでも、稽流流産とか、お腹の中で赤ちゃんが死んでしまって、なかなか育たないという不育治療っていう点につきまして、深刻な悩みもございます。5人ということであげていただいていますけれども、そういった方々が積極的に治療していただけるように、今後広報などもしっかりとやっていただきたいということで、今後の更なる制度の充実ということにつきましては、私たちも研究しながらまた声をあげていきたいというふうに思っておりますので、またその節はよろしくお願いしたいと思います。

委員長

他、ございませんか。 小林委員。

小林委員

不育について県の動向と、それと、ここの該当する夫婦の前年の所得金額、この730万円、ちょっと意味わからないんですけれども、どういう ふうにこの金額になったのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

健康対策 課長

まず、県内の不育治療をしている市町村につきましては、今、自治体はありません。あと県の特定治療、体外受精と顕微受精につきましては、昨年の10月末現在で延べで、斑鳩町の方で20件の申請があったということでございます。

730万円は、県の特定不妊治療の所得制限も一応730万円ということで定めておりますので、それに準じて町も同じ所得制限を設けさせていただいているところでございます。

小林委員

当町で助成していただけるので、ありがたいんですけどもね。僕も最近 知ったんですけども、医療の進歩によって、女性の方が何歳になっても、 歳を重ねても出産できる、妊娠できるというふうに思ってた、僕も誤解し ていたんですけども、どうやらいろいろ勉強させていただくと、なかなか そういうわけでもないというふうに、いろんな高齢になればなるほど難し い、医療が進歩してもなかなか難しいという状況がですね、女性の方でも なかなか知らない。そしてその医療に係わる医大生でもなかなかそれを知 らない現状がある、となってきたら、やはり日本のほうでは、学校のほう で教育のほうがなかなか進んでいないのか、僕らの世代はあんまりなかな かしてませんでしたけども、最近はちゃんとそういう教育もしているのか なというふうに思うんです。それとやっぱり働きやすい環境をやっていか ないと、怒られるかもわからないけれども、ある意味妊娠しやすい適齢期 というときにですね、やっぱり産みたくても産めないという方がおられま すのでね。やっぱり学校教育と社会のほうの、そういうことを周知してい ただくための活動、これをあわせてやっていかないと、いくらいい制度を 補助金、助成制度をつくっても、いまいち効果が薄いのかなというふうに 思ってしまいます。だからこの制度をつくるにあたって、学校教育と連携 するのか、また、役場でもう一度啓発活動をするのか、どういう連携とい うか、ほかに連携するような活動をされるのかちょっとお聞きしたいと思 います。

健康対策 課長

今、最近の医療の進歩等につきまして、ご意見いただきました。先日テレビでもそういった関係の放送があって、卵子が老化していると、そういったことが最近晩婚化になっている中で知らない方が多いと。そういったところの周知ですね、啓発、それにつきましても、今後、それを学校でそういった教育ができるのかどうか、また、というのは研究したりとか、話をして相談もかけて教育委員会を通じてしていきたいとは思います。ただ、あとこの制度につきましては、当然広報、ホームページで周知を図ってまいりたいと思いますので、より多くの方がやはりそういった認識を深めていただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

小林委員

どのデータか忘れましたけども、奈良県の29歳の女性の結婚率、全国最下位かなんか、ワースト、結構下のほうになっていると思いますのでね。そうなってきたら、奈良県特有の問題も、大阪が近いからとかいろいろあると思いますのでね。そういうことになってくると、将来的にはこの助成が受けたいという方がおられるかもしれませんけども、この助成を受けるときになって、もっとやっぱり若いときにじゃないですけども、昔から教育してほしかったなという声があがってこないように、今からどんどんどんどん啓発活動をしていったほうがいいんじゃないのかなと思ってますので、そういう取り組みについても要望しておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、次に、(9) 平成24年度新規事業等について、理事者の報告を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活 部長

それでは、9点目の平成24年度新規事業等につきまして、住民生活部 にかかります事業につきまして本日お持ちいただいております平成24年 度予算の概要に沿ってご報告をさせていただきます。

まず、27ページをご覧いただきたいと思います。予防相談体制の充実といたしまして、先ほどもご報告させていただきましたが、ロタウイルス予防接種の助成でございます。乳児の感染症予防策として、重症化すると極度の脱水症状や脳炎などを起こすロタウイルス胃腸炎の発生を予防するためのワクチン予防接種費用の一部助成を、平成24年度から町単独事業として実施するため、218万4千円を計上させていただいております。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方も先ほどご報告させていただきました。下から2番目の一般不妊・不育治療費の助成でございます。県は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に対して公費助成を行っていますけれども、県の公費助成の対象外であります、この不妊治療又は不育治療について、その一部助成を平成24年度から町単独事業として実施させていただくため、150万円を計上させていただいております。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。下から2つ目の、特定健康診査・特定保健指導の実施(特別会計)でございます。現在、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導を行っておりますが、受診率が28%前後の状態が続いております。このため、平成24年度から、受診率向上のため、従来の個別健診に加えまして、民間の健診専門機関へ集団健診を委託いたしまして、受診機会の拡大を図ります。予算は、前年度より98万6千円増の2,505万7千円を計上していたしております。

次に、34ページでございます。一番下の良好な子育て環境づくりとして、保育体制の充実でございます。平成24年度の保育所入所予定者に対応するための臨時保育士の雇用するため、また、たつた保育園の給食調理・洗浄業務を民間委託することなどから、前年度予算より3,515万8千円増の2億8,699万4千円を計上いたしております。

次に、35ページでございます。一番上の保育所の広域入所の充実でございます。広域入所の増によりまして、前年度予算より4,052万円増の9,256万6千円を計上いたしております。

次に同じページの一番下でございますが、子ども・若者育成支援の充実

として、子ども手当・(仮称)子どものための手当の支給では、現在の子ども手当に係る法律が本年3月31日をもって期限をむかえますことから、国では、児童手当法を改正して子どものための手当を支給する方向で準備をされているところでありますことから、その事業費として5億1,802万8千円を計上いたしております。

次に、42ページをお開きいただきたいと思います。42ページの一番下でございますが、社会参加の促進・支援として、地域活動支援センターの機能強化では、事業を委託していたNPO法人あゆみの家が、平成24年4月から障害者自立支援法に基づきますサービス事業所へ移行することから、前年度予算より780万円減の1,312万7千円を計上いたしております。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。下から2番目でございますが、自立支援策の充実といたしまして障害児福祉サービス給付費の支給では、これまで児童福祉法に基づきまして県が行っておりました障害児通所サービスと、障害者自立支援法に基づき町が行っておりました児童デイサービスについて、法体系が児童福祉法に一元化され、平成24年度から実施主体が町となることから、629万6千円を計上いたしております。

次に、その下の、先ほども報告させていただきましたが難病患者等居宅生活支援事業では、難病患者等に対して、従前から行っております日常生活用具の給付に加えまして、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護などを行うホームヘルプサービス事業を平成24年度から実施するもので、22万6千円を計上いたしております。

次に51ページをお開きいただきたいと思います。一番上の環境・共生のまちづくりの推進といたしまして、地球温暖化の防止では、これまでの体験型学習会の開催のほかに、行政、住民、関係団体等が連携いたしまして、地球温暖化対策に協力して取り組む組織として、平成24年度から地球温暖化対策地域協議会を立ち上げまして、日常生活におけます温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。予算は8万円を計上いたしております。

次に、53ページでございます。一番上の、循環型社会の形成といたし

まして、バイオマス利活用の推進では、引き続き、バイオマスタウン構想に基づき、生ごみ分別収集モデル世帯の拡充に努めるほか、廃食用油の新たな活用方法として、ボイラー用燃料(NEF)が実用化されてきたため、公共施設での使用について検討してまいります。また、木くず・草類や生ごみから出ました堆肥でありますが、これまでイベントなどで住民の方々に配布しておりましたけれども、今後、資源の循環を図るためには、広く堆肥の利用を促す必要もあることから、住民の方が必要なときに、堆肥を配布できる環境を整備してまいりたいと考えております。予算は、前年度より293万5千円増の2、767万7千円を計上しております。

次に、その下のゼロ・ウェイストの推進であります。平成23年度に開催いたしましたゼロウェイスト・フェスティバルのなかで実施いたしました「くり返し使ってくれて、ありがとうき(陶器)市」につきまして、平成24年度におきましては、町が行う各種イベントで継続的に開催いたしまして、陶磁器やガラス製の食器のリユース、リサイクルを通じて、物を大切にする心を育み、ごみ減量化・資源化を推進してまいります。

また、平成24年度より可燃ごみにつきまして委託処理に移行させていただきますが、今後も、可燃ごみの処理量を削減させていくうえで、可燃ごみの詳しい組成を知ることは不可欠でございますので、可燃ごみのごみ質検査を実施してまいります。そのため、予算は前年度より54万2千円増の、143万6千円を計上いたしております。

次に、その下、ごみ・し尿処理といたしまして、衛生処理場の維持管理では、可燃ごみの焼却処理の廃止に伴いまして、前年度予算より3,42 5万8千円減の990万8千円を計上いたしております。

次の54ページでございます。一番上の廃棄物の処理では、可燃ごみの委託処理を開始いたしますことから、1億3,690万6千円増の168,021万2千円を計上いたしております。

次に、同じページの3番目でございますが可燃ごみ積み替え施設の整備でございます。平成24年度からの可燃ごみの委託処理移行に伴いまして、可燃ごみを含む廃棄物・資源物の積替え・運搬の効率化を図るため、平成24年度からの2ヶ年継続事業として、ごみ積替え本施設の整備を進めてまいることとしておりまして、前年度予算より5,955万5千円増の8,

555万5千円を計上いたしております。

最後に、その下の衛生処理場焼却棟の解体撤去でございます。焼却棟の解体に向けまして、平成24年度におきましては、解体計画を作成することといたしておりまして、その計画の作成に必要な580万円を計上いたしております。

以上で、住民生活部にかかります平成24年度の新規事業等の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

それでは次に、(10) 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号) について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、平成23年度 斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。3月の定例会に提出を予定しておりますが、そのうち住民生活部の所管に関するものにつきまして、資料11 平成23年度一般会計補正予算(第5号)歳入歳出総括表(案)をもとに私のほうで一括してご説明をいたしたいと思います。

まず歳入からでございます。第14款 国庫支出金であります。民生費国庫負担金でありますが、自立支援給付費負担金では、更生医療費の増額に係ります国の負担金として106万2千円の増額を、また、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の交付決定によりまして、国民健康保険基盤安定負担金の73万7千円の増額をお願いするものでございます。

次に第15款 県支出金であります。まず民生費県負担金でございますが、国庫負担金と同様の理由で、自立支援給付費負担金を53万1千円、また、国民健康保険基盤安定負担金を560万7千円を、それぞれ増額をお願いするものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付の決定によりまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の42万

6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、民生費県補助金でございますが、福祉医療費助成事業の県補助の対象事業分の支出の増に伴いまして、乳幼児医療費補助金100万円の増額、身障害者医療費補助金として480万円の増額を、また精神障害者医療費補助金として10万8千円の増額をお願いするものでございます。また、障害者自立支援特別対策事業費補助金では、障害者自立支援法改正に伴います電算システムの改修に係る県の補助といたしまして20万9千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第17款 寄附金では、福祉に関する寄附金を受け入れるため、 18万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第20款 諸収入では、雑入におきまして、高齢者の健康診査の受診者等の増加等に伴います健診委託費用の増加によりまして、保健事業委託金181万6千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして裏面の歳出をご説明いたします。まず第3款 民生費でございます。社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業への支援としては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でありまして、保険基盤安定繰出金と国保財政安定化支援事業繰出金が確定したことにより、合わせまして479万9千円の増額をお願いするものでございます。また、福祉基金の積立として、福祉に関する寄付金を受け入れて、これを基金の積み立てるために、10万円の増額をお願いするものでございます。

次に、医療対策費でございます。子ども医療費助成といたしましては、 県補助事業分の1件当たりの助成単価及び町単独事業分の助成件数が当初 予定を上回る見込みであることから1,000万円の増額を、心身障害者 医療費の助成では、県補助事業分の1件当たりの助成単価、件数が当初予 定を上回る見込みであることから580万円の増額を、また、精神障害者 医療費の助成として、県補助事業分・町単独事業分とも1件あたりの助成 単価が当初予定を上回る見込みであることから28万5千円の増額をお願 いするものでございます。

次に障害福祉費であります。障害福祉内部事務では、障害者自立支援法の改正に伴う電算システムの改修費の200万円の増額を、また更生医療費の給付では、更生医療費の給付実績をみるなか、不足が生じる見込みで

あるため、214万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に介護保険事業繰出金でございます。介護保険事業への支援といたしまして、介護保険事業特別会計への繰出金でありまして、介護給付費の増加に伴います町の負担分及び介護保険の電算システム改修に係る費用、合わせまして750万5千円の増額をお願いするものです。

次に、後期高齢者医療費でありますが、後期高齢者医療への支援といた しまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によりまして、56 万8千円の増額をお願いするものです。

第4款 衛生費でございます。まず、健康増進事業費でありますが、高齢者健康診査の実施として、高齢者の健康診査の受診者数の増加によりまして、184万6千円の増額をお願いするものです。次に、火葬場費でございます。火葬場の周辺対策でありますが、三井自治会要望事項の農業用水路につきまして、平成23年度におきまして、土地改良事業国庫補助を活用し、水路整備事業を実施いたしますことから、事業に伴う地元負担分の補償金97万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、塵芥処理費でございます。衛生処理場の周辺対策でございますが、 高安自治会要望事項の農道整備について、平成23年度におきまして、土 地改良事業国庫補助を活用し、農道整備事業を実施いたしますことから、 事業に伴います地元負担分の補償金398万6千円の増額をお願いするも のでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。第4款 衛生費でございますが、まず、第1項 保健衛生費でございます。先ほど説明いたしました火葬場費の火葬場の周辺対策における三井自治会要望事項の農業用水路につきまして、平成23年度中の事業執行が困難でありますことから、事業に伴う地元負担分の補償金97万1千円を繰越明許費補正といたしまして、繰り越しをお願いするものでございます。また、第2項 清掃費であります。これにつきましても先ほど説明いたしました塵芥処理費の衛生処理場の周辺対策におけます高安自治会要望事項の農道整備についてでございます。平成23年度中の事業執行が困難でありますことから、事業に伴います地元負担分の補償金398万6千円を繰越明許費として。補正をお願いするものでございます。

以上で、平成23年度 斑鳩町一般会計補正予算(第5号)のうち、住民生活部の所管に関するものについての説明といたします。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっと確認させてほしいんですが、民生費の障害福祉内部事務で、システム改修に200万かかると、自立支援法の改正に伴ってね。それで、県の支出金が20万9千円、このシステム改修に伴ってあるんやと、そしたらね、このあとの残りの金額というのは、町が全額負担することになるのか、それともいやいや交付税でそういうのは措置される見込みがあるんやというのか、その辺がね、ちょっとこれ見ててわからへんので、ちょっと教えてほしいなというふうに思います。

福祉課長

この自立支援法の改正に伴う電算システム改修費の補助につきましては、一応、県補助として10分の10ということは言われているんですけれども、県に国から配当される予算が上限額となりますことから、県に確認いたしましたところ、まだ配当金額は決めてはいないけれども、人口に按分するという趣旨の回答を得ていますことから、この歳入にかかります20万9千円というのは、単純に県がマックスで持っている費用の人口割にしたものを予算化させていただいたものであります。結果としましては、10分の10は入ってこないと見込んでおりまして、その分につきましては、町が独自で負担するということになります。

里川委員

そうしたらね、こんなんシステム改修っていったら人口が多かろうが少なかろうが、最低の金額というのはかかってきますよね、そんなん小さい町ほど、人口按分でいったら、小さいところほどものすごく財政的に圧迫される要素が高くなってきますから。斑鳩町だってね、これでいって、これがもし10分の10と言っておいて1割ぐらいしかこないのやったらね、こんなんはっきり言って騙されているような気がしてきますよね。これもうちょっとなんとか頑張って取ってもらわんかったら、180万ほど

町単独でみだしせんなあかんていうような、こんなんで財政圧迫されるというのはちょっと問題があるなというふうに思いますので、今後またちょっと県と十分に協議をしていただいて、人口少ないところが更に大変になるというような状況があってはね、これはならないのかなというふうに思いますので、その辺は十分対応していただきたいということ申しあげておきます。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

次に、(11) 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号) について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長

それでは、各課報告事項の(11)の平成23年度斑鳩町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明申しあげます。

恐れいりますが、資料12をご覧いただけますでしょうか。

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴う国庫、県支出金の補正、国保総合システムに係る分担金の追加費用の補正、そして今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源を、歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっており、歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,276万9千円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正からご説明させていただきます。

下段の歳出総括表(案)をご覧いただけますでしょうか。

第1款 総務費の一般管理費で、国保総合システムの稼動時期の延伸による国保連合会システム経費分担金の追加費用として、94万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてであります。上段の歳入総括表(案) をご覧いただけますでしょうか。 はじめに、第2款 国庫支出金では、19万2千円の減額補正をお願いするものであります。療養給付費等負担金、財政調整交付金とも、これらの算定に用いられる医療給付費にかかる保険基盤安定繰入金の確定によりまして、医療給付費分現年分で90万2千円の減額、医療給付費分普通財政調整交付金で23万9千円の減額、国保総合システムの稼動時期延伸による国保連合会分担金の追加費用によりまして、医療給付費分特別財政調整交付金で94万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由によりまして、 医療給付費分普通財政調整交付金18万6千円を減額補正をお願いするも のでございます。

次に、第8款 繰入金では、一般会計繰入金で、繰入の基準となります 県支出金等の交付決定により、479万9千円の増額補正をお願いするも のでございます。その内訳は、医療給付費分保険基盤安定繰入金で530 万7千円の増額、後期高齢者支援金分保険基盤安定繰入金で131万5千 円の増額、介護納付金分基盤安定繰入金で36万2千円の増額、保険者支 援制度分保険基盤安定繰入金で147万5千円の増額、財政安定化支援事 業繰入金では366万円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてであります。歳入欠かん補填収入で、 今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源3 47万2千円を減額補正させていただくものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

次に、(12) 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、平成23年度斑鳩町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。資料13の総括表(案)に基づいてご説明をいたしたいと思います。

今回の補正の主な内容は、居宅介護サービスに係ります介護給付費の増加とこれに伴う国、支払基金、県、町の負担等にかかる補正、また介護保険のシステム改修に係る補正でございます。歳入歳出とも、予算現額に5,079万8千円を追加いたしまして、予算の総額を17億3,850万8千円とするものでございます。

それでは、まず表の下段の歳出からご説明いたしたいと思います。

第1款の総務費でございます。一般管理費では、介護保険の電算システム改修の経費として、150万円の増額をお願いするものでございます。

第2款 介護給付費でございます。介護サービス等諸費では、居宅介護 サービスに係る給付額が、予定を上回る見込みでありますことから、5, 268万7千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第3款 基金積立金でございますが、介護給付費に充てるため、 介護保険給付費準備金への積立てを338万9千円減額する補正をお願い するものでございます。

続いて、上段の歳入についてでございます。

まず、第3款 国庫支出金でございます。介護給付費負担金、現年度分介護給付費負担金でといたしまして、介護給付費の増加に伴います国の負担金でございまして、1,053万7千円の増額をお願いするものでございます。また、介護保険事業費補助金では、介護保険に係る電算システムの改修についての国の補助金でありまして、58万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。介護給付費交付金、現年度分介護給付費交付金でございますが、介護給付費の増加に伴います第2号被保険者の負担でありまして、1,580万6千円の増額をお願いするものでございます。

また、第5款 県支出金におきましても、同様の理由で、介護保険費負担金、現年度分介護給付費負担金におきまして、658万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金でございます。まず、介護給付費繰入金では、現年度分介護給付費繰入金で、一般会計からの繰入金を、国・県等の負担金と同様の理由で、658万5千円増額をお願いするものです。

次に、その他一般会計繰入金では、事務費繰入金といたしまして、介護 保険に係る電算システムの改修にかかる費用として、92万円の増額をお 願いするものでございます。

また、介護給付費準備基金繰入金でございますが、歳出の介護給付費から国、支払基金、県、町の負担、及び基金への積立を減額した分を差し引いた分といたしまして基金から繰り入れる必要がありまして、978万5千円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町介護保険特別会計補 正予算(第3号)についての説明といたします。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。介護保険のシステム 改修業務委託料150万のうち、町のほうで事務費の繰入金92万、そし て国庫のほうで58万というふうに出ているんですけど、介護保険事業そ のものの考え方からいったら、給付費のほうでしたらね、支払基金とか、 県とか関わりながらこの費用を賄っているわけなんですけども、事務費に なったら、こういう形やったんですかね。私ちょっとどうなんやろうと、 やっぱりこれ町がやっぱり3分の2は持たなあかんような、こういうシス テム、まあ介護保険ですからね、一般の行政とは違うというのは十分わか っているんですけど、費用の負担の持ち方としては、こういう費用負担割 合というふうに、今後も考えとかなあかんのかなということで、確認だけ させていただきたいと思います。

福祉課長

今回の改正の中味は、もちろん保険料の段階を増やすとかいう町の分も あるんですけれども、先にこの5期の事業計画では、本町は実施しないと 決めた、日常生活支援総合事業なども含めて、これはいわゆるパッケージ として改正をしていくと、電算を改修していくということも含まれたものでございます。そういうこともありまして、この事業にかかるシステム改修については、今回は国が補助をするということを言ってきたものです。で、金額については今のところ満額ではなくて、一応定額で58万円、あと、どれだけプラスアルファがあるかというのは国の予算のよるところというふうに聞いておりますので、現在確実に入ってくるであろうと思われる58万円を予算化させていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

なければ、次に、(13) 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号) について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長

それでは、各課報告事項の(13)の平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申しあげます。

恐れいりますが、資料14をご覧いただけますでしょうか。

本補正予算につきましては、保険料収入の増加及び保険基盤安定繰入金確定と、この確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の補正となっておりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,023万7千円とするものでございます。

それでは、はじめに歳出予算の補正からご説明させていただきます。 下段の歳出総括表(案)をご覧いただけますでしょうか。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金として38 2万8千円を、また保険基盤安定負担金で56万8千円をそれぞれ増額し、 合わせて439万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表(案)をご覧いただけますでしょうか。

はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料では、保険料収入の増加が見込まれることから、現年度分特別徴収保険料で676万6千円の増額、現年度分普通徴収保険料で309万8千円の減額、滞納繰越分普通徴収保険料で16万円の増額で、総額382万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款 繰入金では、一般会計繰入金で、歳出におけます後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、保険基盤安定負担金繰入金56万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

それでは、他に、報告されることはありませんか。植村福祉課長。

福祉課長

福祉課から1点ございます。NPO法人あゆみの家でございますが、平成24年度から障害者自立支援法に基づきます障害福祉サービス事業者へ移行されることとなりました。その活動拠点、まあ1事業者となられるわけですけれども、その活動拠点としての、現在のあゆみの家の建物、行政財産の使用につきまして協議をさせていただきましたところ、引き続き行政財産の使用を許可させていただくものの、使用料として月額3万円をいただくということであゆみの家と大筋合意をさせていただきました。その旨ご報告をさせていただきます。

委員長

何か他に質問ありませんか。

(なし)

委員長

他に。寺田国保医療課長。

国保医療

国保医療課から1点ご報告をさせていただきます。

課長

これまで入院療養につきましてのみ適用されておりました、限度額適用 認定証等を医療機関の窓口へ提示することによりまして、窓口での支払額 を自己負担限度額までにとどめる取り扱い、高額療養費の現物給付という 制度でございますけども、この平成24年4月から外来診療分へも適用に なります。

これによりまして、同一月に同一の医療機関での高額な外来診療を受けた場合などにおきましても、医療機関や薬局等の窓口での支払額の軽減が受けられることになっております。以上でご報告とさせていただきます。

委員長

何か質疑とかご意見ございますか。

(なし)

委員長

それでは、以上で各課報告事項については終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 木田委員。

木田委員

昨年の12月議の委員会においてですね、副議長がちょっと私の地元の幸前の公民館の建設についてお話ししたところですね、ちょっと心配していただいたという経緯がございましたんで、それについてですね、もともと、あそこの幸前の公民館というのは、幸隆寺というお寺の施設を借りて幸前の自治会の公民館として活用しておりましたんですけども、これが檀家総代が替わられたということでですね、自治会と幸隆寺、お寺との分離をするということになってですね、それまで焼却場の補償工事の中に常に入っておった公民館の建設について、特記事項として出しておった建設事項についてですね、一度、断念したことがあったんですけども、檀家総代が替わられたということで、また再度そういう話題というんですか、要望

が出てきたということで。そしてそれから以後、役員、評議員と3役合わ せた中では、それをやっていこうという、そういう決定がなされておりま してですね、そして昨年の要望書の中で、それが出てきたというふうに、 私はそういうふうに聞いたんですねけども。とにかく、それについてはで すね、7月1日に廃止ということを聞かれてですね、慌てて、やっぱり、 それをやっていかなければ、幸前自治会単独ではなかなか難しいというこ とで、そういう計画がでてきたものと、そして、その7月の町からの説明 会においても、やっぱり自治会の同意がやっぱり必要だということで、そ ういうことを計画されておったということなんですけれども。検討委員会 の委員長、副委員長がですね、昨年入院されたということもありまして、 それがなかなか前へ進まなかったということもありまして、これが11月 の末にですね、幸前の自治会の自治会費の徴収の時に、また役員が寄った 時にですね、これを進めていこうということで、進めてまいったことでご ざいます。そして、それ以後、また入院とかされておりまして、なかなか それがスムーズにいかなかったということでですね、12月の時に町のほ うからですね、計画書を出してほしいということを言われたんで、私はそ の時に地元の方に計画書を出してほしいということを申しあげました。そ してそれから町の方に出されたと思いますねんけども、それによってです ね、この2月の5日の日の幸前自治会の総会においてですね、地元で、そ ういう役員さん、そして一般の自治会員の中で60人ほど来られたんです けども、その中でやっぱり検討委員会の委員長が説明されたということで、 ただ、そこまではいっておりますけども、それ以降の返答については、ま だそこまでまとまっていないということで。とにかく自治会としては前向 きにやっていこうと、今度の新しい自治会長もそういうことで、前向きに は進めておられるということで、私はそういうふうに期待しておりますね んけども。今のところ、そういうような段階でございますので、皆様方に はご心配をおかけしておると思いますねんけども、とにかくこの新年度予 算の中でですね、それを了承してもらいたいなということなんですねんけ ども、その時までまだ日にちはありますねんけども、それをなんとかこう 検討していただけないかなと、これは地元の自治会としてですね、皆様方 によろしくとお願い申しあげたいと思います。

委員長

よろしいですか。他に、何か、その他についてご意見ありませんか。

(なし)

委員長

ちょっと私の方から、ひとつだけなんですけども。金曜日ですかね、私車で自宅から出るとき、法隆寺東の交差点で待っていたんですけども。その時に車が混んでまして、池の手前で止まっていたんですけど、3台後ろぐらいから町のごみ収集車が反対車線を走ってね、右折していったんですけども。ちょっと、私も議員にならせてもらってから事故が多いんでね、収集車の。それ、たしか前の副町長も皆言っておられたんですけども、交通安全についてかなり徹底して朝礼とかやっていると聞いたんですけども、ちょっとあれは、もし横からとか、一般の方にもしぶち当たったりしたら、その辺の、運転していたのは町の職員か、委託業者かちょっとわからないんですけど。その辺、交通安全についてのそのやっておられることは、本当にやっておられるのか僕は疑問に思ったんですけれども、その辺またどうされているのか教えていただけますか。

栗本環境対策課長。

環境対策 課長 昨年夏にも、持ち込の際の乗用車を傷つけたという事故がありましたんで、その際にも口頭では行き届かないということもありましたんで、書面で、しかも回覧ではなく、各一人ひとりに、清掃員宛に、交通安全の徹底と事故の防止について徹底を、啓発をさせていただきました。都度私が行った時にも、交通安全については、指導は徹底をさせていただいております。今回につきましても、事実確認をさせていただいて、収集車、委託業者も同じ収集車で走っておりますので、その辺、事実関係を明らかにさせていただいて、また指導のほう徹底したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

委員長

事故いうのは起こそうと思って起こしているのではないですけど、ちょっと待ったらいけるんだから、そんだけ切迫しているのかなといってね、

ちょっと勤務のほうのあれも、JRじゃないですけど、こんなんJR出したらあかんのかもわからんけど、ゆとりのある収集のほうでやっていただいて、心にゆとり持っていただいたら、そういう事故は起こらないと思いますので、その辺徹底のほう、よろしくお願いいたします。

他、ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた だきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。 池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時50分 閉会)